牛久市教育委員会3月定例会会議録

1. 目 令和6年3月21日(木)午後1時30分 時

2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室

3. 出席委員 川村 始子・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子

4. 委員以外 教育部長 小川 茂生

の出席者 次長兼教育企画課長 吉田 充生

> 次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝

> 指導課 課長 河村 博行

> 文化芸術課 課長 木本 挙周

> 中央図書館 館長 斎藤 正浩

> 学校教育課 課長補佐 松添 明彦

森田 明 学校教育課 課長補佐

学校教育課 課長補佐 野口 治

課長補佐 山口 明 指導課

山越 義弘 文化芸術課 課長補佐

課長補佐

課長補佐

課長補佐

宮田 夏海 文化芸術課

生涯学習課 課長補佐 澤城 裕介

教育企画課 課長補佐 山口功

教育企画課 主査 宮嶋 亮輔

諏訪部 なずな 中央図書館 主事

5. 欠席者 学校教育課 課長 北島 道夫

> 生涯学習課 課長 糸賀 珠絵

6. 会議録署名人 石井 美知夫

指導課

スポーツ推進課

7. 議事事項 議案第10号 牛久市立図書館基本計画(改定版)の策定について

議案第11号 牛久市文化財保護条例施行規則を廃止する規則について

議案第12号 牛久市小川芋銭記念館の設置及び管理に関する条例施行規則を

飯田 千枝美

保坂 正博

廃止する規則について

議案第13号 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例施行規則を

廃止する規則について

議案第14号 牛久市女化青年研修所管理規則を廃止する規則について

議案第15号 小川芋銭書画等管理要綱を廃止する訓令について

議案第16号 令和6年度学校医・学校歯科医の委嘱について

議案第17号 牛久市「部活動の運営方針」(改訂版) について

議案第18号 牛久市幼児教育指導員に関する規則について

議案第19号 牛久市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務条件、給与等 に関する規則の一部を改正する規則について

議案第20号 牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第21号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につい て

議案第22号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行 に伴う関係規則の整備に関する規則について

議案第23号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行 に伴う関係告示の整備に関する告示について

議案第24号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行 に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

議案第25号 牛久運動公園体育館の屋根改修工事の計画を策定することにつ いて

報告第 6号 牛久市文化芸術振興計画における進行評価(令和4年度)について

8. その他

司会	出席委員が、	定数に達したため定例会の成立を宣言。

教育長

開会を宣言する。

会議録署名人 石井 美知夫委員を指名する。

教育長

初めに、議案第10号「牛久市立図書館基本計画(改定版)の策定について」、 事務局より説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、議案第10号「牛久市立図書館基本計画(改定版)の策定について」をお願いします。

牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき、別紙のとおり、計画の策定について、委員会の同意を求めるものでございます。

それでは、計画の概要を説明させていただきます。

牛久市立図書館基本計画は、図書館の今後の方針を整理し、計画的にサービスの充実を図ることを目的として、平成30年3月に策定をいたしました。

なお、対象期間は平成30年度から令和9年度にかけて、10年間となって

います。

改定に至る経緯ですが、本計画は平成29年度策定当初より、策定後5年を経過した後に進捗状況の確認と見直しを行なおうとしておりました。本年度はその見直しの年に当たります。くしくも新型コロナウイルス感染症の流行により世情が大きく変わったこともあり、本計画において抜本的な見直しが必要であろうということで、進捗状況の確認だけではなく、改めて図書館の役割に立ち返って、計画の見直しを実施いたしました。

本計画案につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、去る2月14日に図書館協議会において、委員の皆様にご審議をいただいてございます。

それでは、改定に当たり施した主な修正について、中央図書館主事諏訪部よりご説明をさせていただきます。

中央図書館主事

見直しに当たり施した主な修正点について、章ごとにご説明いたします。

本計画は、牛久市立図書館基本計画について、牛久市立図書館の現状と課題、 基本方針、実施計画、計画の推進に向けて、こちらの5章構成になっておりま す。これは作成当初の構成を引き継いでいるものです。

第1章、牛久市立図書館基本計画についてでは、主に次の2点を修正いたしました。

まず、2ページ目をご覧ください。

こちらの計画概念図の部分になるのですが、従来は市の最上位計画である牛 久市総合計画の下、本計画を直接その下に位置づけておりましたが、牛久市教 育大綱及び牛久市教育振興基本計画を上位計画として追加いたしました。

また、従来は関連法令において、子どもの読書活動の推進に関する法律を記載していましたが、本計画とは体系が異なるため、削除いたしました。

2点目になりますが、同概念図中の各計画や本計画の関連法令の抜粋につきましては、第1章から33ページの資料編へと移行しております。

第2章、牛久市立図書館の現状と課題につきましては、主な記述が近年の統計データを踏まえた現状把握であることから、数値を現状値へ変更するほか、各施設の名称を現状に即して修正したり、現在実施している事業の詳細を追加したりいたしました。

具体的な例で申しますと、11ページのほうをご覧ください。以前はイベントは全て児童・青少年サービスと称していたところを、(5)一般イベントサービス、(6)児童・青少年サービスとして、対象年齢別に切り離して明確化し、詳細を追記いたしました。

特に、児童・青少年向けのイベントでは、コロナ禍を経た現状を鑑み、以前 行っていたような一過性のイベントを実施するだけではなく、子供たちの本の 利用や読書週間の育成につながるようなイベントも実施していく旨を記載いた しました。こちらは、昨年度策定しました牛久市子ども読書活動推進計画の整 合性を図っている部分でもございます。

また、図書館協議会でご意見をいただいた箇所についても修正しております。 少し戻ります。6ページをご覧いただけますでしょうか。

ご意見として、現状で電子図書館について触れていないにもかかわらず、いきなり課題として電子図書館の導入が出てくるのは、いささか唐突ではないかというご意見があったことから、現在、電子図書館の導入検討を続けている旨を第2章3. サービス、こちらの上から9行目へ追加いたしました。

このほか、従来は第2章に記載しておりました取組方針、こちらについては 今後の事業の基本的な方針と重なる部分がありますので、第3章のほうへ移行 しております。

14ページをご覧ください。

第3章、基本方針は、図書館の基本的な運営方針を示す章です。

なお、図書館運営方針及び目指す図書館像については、本計画が掲げる普遍的な理念ですので、策定当初のそのまま継承しております。

次のページ、15ページをご覧ください。

ここでは基本目標ごとに、第2章から移行した取組方針を追加しました。黒いひし形で箇条書きになっている部分が、2章から移してきた追記の部分になります。

また、次のページには、以前は資料編にあった実施計画の体系図を本章へ移行しております。基本目標と具体的な施策の関連性が、明確に分かるようになっております。

続きまして、第4章、実施計画は、第3章で定めた基本目標ごとに「進行目標」として、具体的な施策の進捗や今後の予定を表として掲げるとともに、「成果指標」として、自己評価用の数値を示す章になっております。主に実施済み事業や課題解決済みの事業の完了、または内容の変更を行いました。

具体的なところを申し上げますと、18ページをご覧ください。

進行目標の表、屋上屋根防水工事の実施及びエレベーター改修工事の実施、 こちら以前は新規事業として記載していたものになりますが、現在は完了して いる、あるいは今年度中に完了の見込みということで完了となっております。

また、電子図書館等の導入検討事業の見直しも行いました。

24ページをご覧ください。

進行目標の一番下にありますデジタルアーカイブの導入、こちらは以前の計画では記載が一切ありませんでしたが、新規事業として追加しているところであります。

また、パブリックコメントでお2人の方から13件の意見を賜りました。しかしながら、別紙をご覧いただきますと、既に本計画案でご説明差し上げている内容への質問であったり、本計画の対象範囲外への内容であったりしたことから、ご意見を反映したような修正はしておりません。

このほか、細かい修正箇所の詳細につきましては、お配りした新旧対照表のとおりとなっております。

大変駆け足とはなりましたが、以上で説明を終了といたします。

中央図書館長

ご審議をお願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。

宮本委員

非常に基本的な質問でごめんなさい。来館者数というのは、貸出しを行った 人の数ですか。

中央図書館主事

入り口のところにですね、入った人数を数えるための機材が設置してありま して、そちらの。

宮本委員

じゃあ、まず、入った人数で入っているんですね。ありがとうございます。 そうすると、例えば、別のサービスポイントありますよね。そちらでも同じように入った人数。

中央図書館主事

サービスポイントにつきましては、そちらは設置していないので、入館者数 につきましては中央図書館のみのものとなっております。

八木橋委員

新型コロナの影響で利用する方が減少してしまったことは致し方ないことだとは思われますが、令和4年度からまた利用者が増えているということは、様々なサービスの提供と図書館をよくしていこうとする努力、そしてボランティア団体さんとの連携だと思われます。今後もより多くの方に利用していただけるように、市民の多様なニーズに即したサービスを提供していただけたらと思います。

1つ、文字の訂正なんですが、17ページ、下から4行目なんですが、「ひたち野リフレプラザ」って、ひたち野の文字がちょっと1つ多いかなと思いましたので、そこだけ訂正お願いします。

中央図書館長

ありがとうございます。訂正いたします。

吉原委員

基本計画ですね、大変すばらしいと思いますし、あと中央図書館がね、本当によく頑張っているなというのはずっと見てきているんですけれども、ちょっと1つ残念だなと思ったのは、せっかくパブリックコメントで意見を集めているのに、意見書の上から1、2、3、4、4番目と5番目、宅配サービスと音楽配信サービスについて、どの程度利用されているのか、数字を記載してほしいということに対して、詳細な実績は割愛させていただいております。これ、パブリックコメントせっかく取っているのに、これに対応しないというのは、ちょっと何か訳があるんでしょうか。

中央図書館長

実はですね、図書館協議会でもその話が出まして、実は計画はもっと全般的なことなので、ここには記載しないんですけれども、毎年図書館の統計資料で図書館要覧というものをつくっておりまして、そちらに掲載しようということになりました。なので、計画には反映しませんが、その図書館要覧のほうで、その細かい数字については載せるということで対応したいと思っております。

吉原委員

それは分かります。でも、パブリックコメントって、意見を出したらそれに 回答するのが行政のサービスでしょう。だから、それを割愛させていただきま すというのに、何かすごく違和感を感じるんですね。全員に広げる必要はない んですよ。この疑問を持った人に、今、実はこういうことをやっていて、この くらいの利用をしていますよというのを教えるのは、秘密なんですか。

中央図書館長

回答のほうを割愛させていただきますということではなく、要覧のほうに掲載しますということで、要覧はホームページでも公表しますので、そのように回答を変えたいと思います。

吉原委員

やっぱりサービスというのはもっと細かくしてやるのがサービスであって ね、秘密でなければ、行政的に問題がないことですよね。私たちはこんなに成 果を挙げていますよという宣伝でもあるわけですから。何かどういうことをや っていて、どのくらい利用しているというのを挙げることに何か、どこが問題 だったんでしょうね。

中央図書館長

秘密ではないので、要覧に載せてホームページに公開しますということで、 そのように回答を変えたいと思います。

吉原委員

ぜひこういうパブリックコメントなんか、せっかくやるんですから、やっぱりきちっと情報を流してやるべきだと思いますよ。でないと、このパブリックコメント自体がいい加減なものになるんですよね。その辺、やっぱりきちっと対応してほしいと思います。

以上です。

中央図書館長

ありがとうございます。対応いたします。

石井委員

非常に簡単な質問なんですけれども、この改定版についても、このような冊子の形で冊子にする方針ですか。それとも、このままの形で。

中央図書館長

よろしいですか。

市の方針で、冊子分の予算については今後一切どの業務でもつけないという 方針が出ちゃったので、冊子版には正式にはせず、何部かお作りをして、必要 な箇所にお配りできるところはお配りし、データで見れるところはデータで見 られる、またホームページにも公開しますので。

議案第10号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第11号「牛久市文化財保護条例施行規則を廃止する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。

文化芸術課長

私のほうから、議案第11号「牛久市文化財保護条例施行規則を廃止する規則について」のご説明をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、当議案は議案11号、議案12号、議案13号、議案14号、議案15号とも同じ内容となっておりますので、一括のご説明とさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

教育長

よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは、一括でお願いいたします。

文化芸術課長

議案第11号は牛久市文化財保護条例施行規則を廃止するものとなっております。

議案第12号は牛久市小川芋銭記念館の設置及び管理に関する条例施行規則 を廃止するものとなっております。

議案第13号ですね、牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例施 行規則を廃止するものとなっております。

議案第14号は牛久市女化青年研修所管理規則を廃止するものとなっております。

議案第15号は市が所蔵する小川芋銭の書画等管理について定めた訓令である、小川芋銭書画等管理要綱を廃止するものとなっております。

いずれも、令和6年4月1日からの組織改正により、文化財保護に関する事務が教育委員会事務局から市長部局へ移管されることとなりましたので、文化財に関連する規則及び訓令を廃止するものとなっております。

なお、上位条例につきましては、令和6年第1回臨時議会において、教育委員会の職務権限の特例に関する条例として上程され、既に可決されていることを申し添えさせていただきたいというふうに思っております。

なお、施行日は全て令和6年4月1日となっております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議案第11号から議案第15号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の替成を得る。

教育長

次に、議案第16号「令和6年度学校医・学校歯科医の委嘱について」、事 務局より説明お願いします。

学校教育課長補 佐(野口)

議案第16号「令和6年度学校医・学校歯科医の委嘱について」、ご説明いたします。

牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第14号の規定に基づき、学校歯科医の委嘱について、委員会の同意を求めるものです。

別紙の資料をご覧ください。

神谷小学校において学校歯科医、新たにアリス歯科医院の高橋 明先生に委嘱するものです。これまで3月までは同じアリス歯科医院の高橋典子先生にお願いしていましたが、4月以降、同じアリス歯科医院の高橋 明先生にお願いすることになります。

説明は以上です。

議案第16号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の替成を得る。

教育長

次に、議案第17号「牛久市「部活動の運営方針」(改訂版)について」、 事務局より説明をお願いいたします。

指導課課長

議案第17号「牛久市「部活動の運営方針」(改訂版)について」、ご説明 いたします。

こちらは昨年度、県の部活動の運営方針が改訂されまして、そちらを参酌して、牛久市の部活動の運営方針を定めたものです。内容につきましては、県の内容とほぼというか、同じになっております。

年度当初に一度お示しして、費用面等の部分について保護者の影響等もあるので精査したいということで、一度精査させていただく時間をいただきました。市のPTAの連絡協議会のほうにも内容のほうをお伝えして、何かご意見あればということでお伺いしたんですけれども、特にご意見はなく、その後、校長先生、教頭先生、教務主任の先生方にもご意見頂戴する機会をつくったのですが、特に意見はなかったので、県の内容を参酌して、改めて牛久市の部活動の運営方針を定めたものにございます。

牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき、牛久市「部活動の運営方針」(改訂版)について委員会の同意を求めるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。

八木橋委員

現時点では、部活動指導員というのは市内で何人ぐらいいるんですか。

指導課課長

5名です。

八木橋委員

令和7年度をめどに、土日の活動は地域移行にしていく方針ということで、 そちらは間に合いそうでしょうか。

指導課課長

こちらはスポーツ推進課のほうと連携をして進めていくことにはなっている のですが、令和7年度末までに全ての地域移行を進めることはなかなか難しい 状況ではないかなと、現状考えております。

次長兼スポーツ 推進課長

今、説明させてはいただいているんですけれども、今、河村課長からもあったとおり、やはり完全移行、今の現時点で指導者のめどが立っているというわけではございませんので、現時点で必ずできますというお約束はできないということではあります。ただ、できる限り子供たちのその活動の場というのがなくならないように、大人の都合でそういうことにならないようにということで、何とか進めていきたいというふうには考えております。

令和7年度末というふうに今なってはいます、県のほうでも。ただ、令和7年度末で移行してしますと、最期の総体に向けた2か月の練習が、指導者が替わってしまう可能性が出てきてしまう。ですので、その最後の総合体育大会が終わった段階で、スムーズな移行ができるような形が取れないかということで、検討を進めさせてもらっています。

一応、令和7年度末までに休日部活動に携わる教員をゼロにしましょうということで、今、県のほうでも動いております。ただ、どうしてもやっぱりやりたいという教員の先生はいらっしゃると思います。そこは、もし手を挙げていただける方がいるのであれば、ぜひご協力をお願いしたい。間違っても、休日教員としてではなくて、地域の指導者として入ってくださいという話ではなくて、もし手を挙げていただける方がいるのであれば、そうした方々にもご協力いただいて、子供たちの活動の場というのを確保していきたいということで、進めていきたいというふうに考えております。

石井委員

よろしいですか。

同じところ私も引っかかったんですけれども、あくまでも目指すという形の 方針、県がこう書いてあるからということなんでしょうけれども、正直言って かなり難しいであろうことは誰もが分かることなんですが、それでもやっぱり 盛り込んでおくということですね。

次長兼スポーツ 推進課長

盛り込まないというわけにはいかないと思いますので、盛り込まないと、どうなってしまうかなという危惧はありますので。やっぱりもうここまで話が、この話、皆様がご存じのとおり、令和2年からもう出ている話ですから、もう学校のほうでも分かっていることですし、地域のほうでも、地域のほうというか、指導の人もその話は分かっている話ですから、まずはそこを目指しますというところですね。

吉原委員

この制度が出たときから、もうこれは絶対問題ですよということを言い続け たんだけれども、牛久市だけの問題ではないのでね。ただ、先進的にこれをや っている地域もあるので、不可能ではないんだと思うんですね。でも、現実的 に市町村による格差、それから私たちが一番心配しなくてはいけないのは学校 差ですよね。ある学校ではこの教員ができるけれども、こっちの学校は指導者 がいないのでそれはできませんと。何か、今までの部活動とあまり変わらない ですよね。指導者がいないから、どんどんどんどんなくなっていく。あるいは、 指導者がいなくて、適切な指導ができなくて、成績を上げられないから、子供 たちがその部活から離れていく、そういうことが過去にこうあった。そういう ことを踏まえていくとね、この何番目だろうな、主な変更点の4つの柱の3つ 目、生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の構築というふうに書い てあるんですけれども、これが本当に生徒が希望すれば、地域での活動を含め て、様々な活動を同時に経験できるようにする、この辺の表現がね、表現だけ で終わらないように、やっぱり制度そのものをね、地域に広めていくことと、 やっぱり指導者を集めるのには、やっぱり予算を出さないと教えられないです よね。その辺は、どうなんでしょうね。全て保護者負担で運営することが、公 立学校教育にそぐわないような気がするんですよね。その辺を、例えば指導者 によって金額が違っちゃったりとか、そういうのが出てくると思うんですよね。 その辺について、どういうふうに詰めているのかなと思っています。

次長兼スポーツ 推進課長

国のほうで今提言として出している部分に関しましては、基本的にこの地域での活動というのは、あくまでも学校の部活動とは全く違うもので、あくまでも地域でのスポーツの活動なので、それ相応の対価を参加する人が支払うということは、そこは致し方ないというか、受益者負担が原則ですということまで明記はされているんですよね。ただ、先ほど吉原委員がおっしゃったように、その活動の場によって当然こういう差が出てきてしまって、実際に活動に参加したいのに、ここまでのお金だとやっぱり参加できないよねと、できるだけそういう格差はなくさないように、今の部活動指導員のほうでもあるんですけれども、現状、国と県と市と3分の1ずつ負担する形というのを取って、部活動指導員たしか動いていると思うんですよね。今回のこの地域移行の部分に関しましても、令和6年度の国の予算案にはなかったんですが、令和5年度の概算要求では、その部活動の指導員と同じように国が3分の1、県が3分と1、あと市で持ちましょう、指導者への報酬の部分に関してそういった形を取りましょうねという要求は上がったんです。なので、再度同じような形を国がやってくれるものという部分を期待しているところはあるんですね。

そういった部分を踏まえて、できるだけ参加する子供たちに対して格差が出ないように、この学校ではこれができるけれども、この学校ではできないんだと、最悪そういうことが起こり得るのであれば、少し場所は遠くなるかもしれないけれども、ここの学校に行けば、どの子供たちも経験できますよ、体験で

きます、やれますよという環境というのを、やっぱりつくるべきかなというふうには思っています。本当だったら、今ある種目を全部のところに全員指導員を入れて、同じように活動できるというのが多分理想だと思います。ただ、そこまでのことができるかと言われると、なかなか現状では厳しい部分もありますので、その中でもできるだけ、今、この義務教育に通っている子が部活にはないけれども、この種目やりたいなというのがあれば、そこに行けばできるよという環境を1つでも多くつくって、やれるようにしたいというふうに思っております。

すみません、回答になっているか、あれなんですけれども。

吉原委員

いや、本当に難しい。文部科学省はぽろっと言ったけれども、実際に公共自 治体でやるには非常に難しいですよね。それだけの予算立ても人材もないとい うのは、これね。

その中でいろいろ課長さん、頑張っていろいろやってくれているので、まず期待するんですけれども、もう1点だけ疑問が1つあるんですけれども、実は部活動は教育課程外であると一生懸命宣伝しているんですけれども、今まで部活動の実績というのは県立高校の願書、志願書、評定のほうには入りませんけれども、こういう活動をしましたということを、きちんと記載していたんですね。しかも、私たちの時代のときは県大会以上で3位に入れば、もうぐんと評価が上がるというようなね、そういうところがあったわけです。今度、教育課程外だから、一切そういうものは高校進学に反映させない、内申書に反映させないのか。反映させるのであれば、やっぱり各学校公平でなければならないという原則があると思うんですね。だから、部活動をやりたいけれども、やる部活がなくてやれない。そのために推薦書、あるいは内申書に部活動の活動なしと書くようなことがあったら、これはまた別の問題が出てきそうな気がする。その辺はやはり県と、あるいは文科省ときちんと詰めていただきたいなと思いますね。

以上です。

指導課課長

先ほどの八木橋委員の回答を訂正します。5人ではなくて、6人でした。

今、南中だけにその部活動指導員が配置されていないんですけれども、来年 度は南中にも1人配置されて、一応市内の全ての学校に配置されるような形に なります。

大変失礼しました。

議案第17号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第18号「牛久市幼児教育指導員に関する規則について」、事務 局より説明お願いいたします。

指導課長

先ほどの文化芸術課と一緒で、議案第18号と議案第19号は幼児教育指導 員に係る内容ですので、一緒にご説明してよろしいでしょうか。

教育長

よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) お願いします。

指導課長

今、幼児教育センター事業のほうを文科省の補助金をもらって進めているのですが、来年度も補助金を頂いて、さらに推進していくという方向で検討しています。その中で、保育課所管の幼児教育指導員を所管替えをして指導課に配置して、さらに幼児教育センター事業のほうを推進していきたいということでの変更になります。

議案第18号は現在、保健福祉部保育課において任用している幼児教育指導員を教育委員会所管としたことに伴い、市長部局にある幼児教育指導員に関する規則を、教育委員会の規則として新たにつくるものです。

議案第19号につきましては、牛久市教育委員会会計年度任用職員の任用、 勤務条件、給与等に関する規則を改正し、幼児教育指導員を新たに加えるもの です。

以上、2つの議案につきまして委員会の同意を求めるものです。

議案第18号、議案第19号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第20号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、 事務局より説明お願いします。

次長兼教育企画 課長

議案第20号について、ご説明いたします。

こちらの規則、学校管理規則ですが、改正の趣旨は児童クラブの運営についての改正です。児童クラブは土日、祝日は休日といいますか、お休みです。

ただ、長期休業中、夏休み、冬休み、春休みのいわゆる黒日は一日開級して

います。夏休みと冬休みは、お盆と年末年始はお休みですが、それ以外の曜日は開級しているということなんですが、その長期休業日の黒日について、開級日として規定をするために、こちらの学校管理規則の議案の新旧対照表のほうを見ていただければと思うんですけれども、今回の改正については、(6)というところで学年始め休業日、春休みの規定ですけれども、学校管理規則では4月1日から4月6日まで学年始め休業日としてなっていますが、この1日から6日という規定だけだと、小学1年生が春休み1日短くなっていますので、それだとちょっと不都合があるということで、この括弧、現行のほうの括弧ですね、小学校や義務教育学校の4月にあっては、6日ではなくて7日までですよというふうに、一日開級の日を1日多く取らなければいけないので、こういう改正を前にしています。ただ、これだけだとちょっと不都合、これでもなおちょっと不都合があることが分かりましたので、今回、改正案のとおり改正するものです。

例えば、今年の4月7日は日曜日になります。始業式が8日になるんですね、今年は。なので、新小学1年生にとっては4月8日までが春休みとならなければいけないということなので、この現行の規定だと、ちょっと説明不足になってしまうので、改正案の欄のように、ちょっとややこしいんですが、もし1日から7日までの中で、その末日、要するに7日が土日、祝日だった場合はもう1日春休みが延びますよという規定を加筆した改正です。そのために加筆させていただきます。

以上です。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

石井委員

質問ではないんですけれども、確認で、この第1号、第2号、第3号が土、 日、祝日ということですよね。

次長兼教育企画 課長

そうです。

議案第20号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第21号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規 則について」、事務局より説明をお願いいたします。 次長兼教育企画 課長

議案第21号についてご説明いたします。

まずはすみません、今日お配りしましたカラー刷りのほう、学校教育部門というほうを先にご覧ください。

令和6年度に向けて教育委員会の組織を一部変更するため改正するものなんですが、まず、学校教育部門のほうをご覧ください。現行の学校教育課が所管していた学務の業務について、学校関連のほうについてが指導課に移管しまして、名称を教育支援課といたします。

次に、学校教育課が所管していた施設の業務については、教育委員会内の施設工事等全般を担当する教育施設課というふうにします。

次に、学校教育課が所管していた保健、それから給食の事務を教育企画課に 移管しまして、名称を教育総務課といたします。

次に、裏面の社会教育部門をご覧ください。

こちらは1月の定例会でもご説明しました、文化財の保護に関する事務を市 長部局に移管することに伴いまして、それ以外の文化芸術振興の事務を生涯学 習課に移管するものです。

事務の所管の概要については、議案書の中の別表でご確認いただければというふうに思います。

議案第21号については以上です。

議案第21号について質疑を受けるが質疑なし。

出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第22号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」を事務局より説明をお願いします。

次長兼教育企画 課長

それでは、こちら議案第22号と23号と24号は同じ改正趣旨ですので、 一括して説明させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

教育長

よろしいですか。 (「はい」の声あり) では、お願いします。 次長兼教育企画課長

まず、議案第22号につきましては、教育委員会の規則の部分を一括して改正するものです。

議案第23号につきましては教育委員会の告示について一括して改正するもの。

議案第24号につきましては教育委員会の訓令について一括して改正するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思うんですが、まず規則ですね。議案第22号の規則、ちょっとこちらの第1条だけ、ちょっと別な訂正、内容がちょっと変わってしまいますので、こちら第1条による改正の表については、文化財の保護に関する部分が市長部局に移管したことにより、教育委員会の権限として規定されている文化財の指定及び解除の規定を削るものです。こちらは市長局の権限に移りますので、削るものです。その他は課名の、先ほどの組織規則の改正のところで申し上げた課の名前が変わることに伴っての、課の名前の改正になります。

議案第23号と議案第24号につきましては、先ほど説明した教育委員会の それぞれの課の名前が変わることによる改正になっております。

以上です。

教育長

質問ございますでしょうか。

石井委員

確認でよろしいですか。

訓令のほうなんですけれども、第1条の上から1、2、3、4、5行目、その上か、教育企画課が教育総務課へというのはいいんですけれども、ところどころ確認をしてもらうところがありまして、ちょっといいですか。1、2、3枚目の第7条、もともとがなくて分からないんですけれども、下から3行目の教育企画が教育総務へはいいんだな、ここは分かるし。指導課が教育施設課になっているんですよね、これは間違いないんですね。

次長兼教育企画 課長

すみません。それは現行の規則がやっぱり行政組織ですので、この課の並び の順番というのがあるんですけれども。

石井委員

指導課が教育施設課に改めになっています。指導課の内容が教育施設課にいくということですか。

次長兼教育企画課長

それはあくまでも内容がそういう対応ではなくて、課の並びが普通の規則は。

石井委員

入れ替えるということ。

次長兼教育企画 課長

そうです、入れ替える。順番としては、教育総務課、教育施設課、教育支援 課という並びに統一したいので。

石井委員

これは入れ替えた後に問題にならないんですよね、条文ということですね、 元がね。分かりました。

次長兼教育企画 課長

はい。順番が、正しく順番を替えるためにそういうふうに、見た目ではちょっと変わってしまったんですが、内容が変わるわけではありません。

石井委員

元の意味ではないんですけれども、そこが分からなかったので。分かりました。

議案第22号、議案第23号、議案第24号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案25号「牛久運動公園体育館の屋根改修工事の計画を策定することについて」、事務局に説明をお願いいたします。

次長兼スポーツ 推進課長 私のほうから、議案25号「牛久運動公園体育館の屋根改修工事の計画を策 定することについて」、ご説明させていただきます。

牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定に基づき、別紙のとおり、工事の計画を策定することについて、委員会の同意を求めるものとなります。

工事の概要になります。 1 枚めくっていただきまして、事業計画概要書のほうをご覧ください。

工事件名につきましては、(仮称) 令和6・7年度牛久運動公園体育館屋根改修工事。

場所は、牛久市下根町1400番地の牛久運動公園内の体育館になります。

工期としましては、現在想定しているのが令和6年7月から令和7年の8月までを、現時点では想定をしております。

工事の概要というところで、一応この建物の概要を書いてあるんですけれども、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で2階建て、メインアリーナが1,470平米、サブアリーナが513平米ある建物になります。

予定金額なんですけれども、現在、当初予算のほうに計上させていただいているもの、こちら工事費 2 年総額で 1 億 8 , 8 0 1 万円、委託費の施工管理の委託費になりますが、こちらが 2 年間で 1 , 0 4 0 万 6 , 0 0 0 円、 2 か年になります。

現在、令和6年度当初予算ということで、令和6年度分ということなんですが、工事費が7,520万4,000円、委託費のほうが312万2,000円。これは先ほど説明いたしました予定金額のうち、割合が決められておりますので、その分をまず令和6年度計上させていただいております。残りの分は令和7年度のほうに計上する形になります。

その下、あくまでも予定なんですけれども、工事スケジュールを載せさせて いただいております。

4月、5月、連休前、連休明け早々までに入札の準備を行い、入札をかけます。そのあと、議会承認をいただきまして、工事のほうに入りたいと現状思っております。

できるだけお客さんにご迷惑かからないように、短い工期でと思ってはいるんですけれども、それなりにやはり大規模な改修工事になりますので、牛久市内にはこういった施設、市営等といいますか、体育館が1つしかないものですから、これを1年間止めるという判断にはやはり至らず、使いながら工事をやっていくとそういうことで考えております。そのため、全体を一括して止めてどんとやるのではなくて、まずメインアリーナをやって、終わったら今度サブアリーナをやって、終わったら管理棟をやってというような、順番に少しずつ動かしながら、塗装工事をやることを今検討しているところでございます。

その裏面のほう、工事の概要なんですけれども、基本的にはウレタンの塗装 防水を再度かけ直すということになります。それ以外の部分なんですけれども、 その下、現況写真があろうかと思います。一部隙間が空いてしまっていたり、 ビスの補修跡がひどくなっていて、そういういったところをきちんと埋め込ん で、雨漏りがないようにということで現時点では考えております。

そのほか、詳細な図面も一応おつけはしたんですけれども、基本的には1階の部分どういった部分をやるか、2階の部分どういったところをやるかということでの図面になりますので、基本的には現在雨漏りして利用者にちょっとご迷惑かけてしまっている部分を、きちんときれいにするということで考えております。

よろしくお願いします。

議案第25号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の替成を得る。

教育長

次に、報告第6号「牛久市文化芸術振興計画における進行評価(令和4年度) について」、事務局より説明をお願いいたします。

文化芸術課長

私のほうから、報告第6号「牛久市文化芸術振興計画における進行評価(令和4年度)について」ご説明させていただきます。

牛久市文化芸術振興基本計画は、計画を円滑に推進するため、PDCAに基づいて計画の管理、評価を行っているところですが、令和4年度分の管理、評価について審議会より報告がありましたので、私のほうからご報告をさせていただきたいと思います。

お手元にございますA4式、A4判1枚のレーダーチャートがあるほうをご覧ください。

令和4年度計画進行評価のレーダーチャートと記載している水色の点線部分が、文化芸術施策における目標を実現するための12の中施策に対する目標達成度に対して、事務局側が評価したものとなっております。そして、その自己評価に対しまして審議会からご評価をいただいたものが、レーダーチャートの赤い実践部分で表記したものとなっております。

なお、各審議委員からいただいたコメントや評価につきましては、別添の令和4年度計画進行評価(令和5年度検証)補記というものがございます。そちらの7ページ以降に記載しております。これらの評価は審議会の後藤会長により、令和4年度の文化事業における施策の蓄積について総評をしていただいたものとなっております。

計画全体の総評につきましては、文化芸術振興審議会の評定の平均値は、事務局が評価したものを上回っておりまして、計画自体の進捗はおおむね順調に 進められてきたというふうな評価をいただいているところでございます。

これらの評価やコメントにつきましては、次年度の活動に生かすとともに、 令和8年度以降施行される予定の第2次文化芸術振興基本計画の策定に生かし ていかなければいけないというふうに、事務局のほうでは考えています。

報告は以上となります。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。

石井委員

特に質問ではないんですけれども、確認ということで、この文芸振について は来年度は生涯学習課が所管ということですか。

文化芸術課長 そのようになっています。 以上で、本日の議事は終了いたしました。 これで3月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、令和6年4月25日木曜日、リフレビル4階第3会議室、 午後1時30分で開催となります。 令和6年度定例会の出席対象者は課長級以上です。よろしくお願いいたします。